

# 元住吉宿舎 利用規則 (留学生)

## 1: 目的

本学生宿舎利用規則(ご利用案内)は、入居されている学生の皆さんが勉学に励むことのできる環境を整え、互いが気持ちよく充実した生活を送ることができ、さらに異なる文化を背景にした入居者との共同生活を通じて皆さんの人格形成をも成し遂げていただくために、最低限の事柄を定めたものです。

利用時間等については共同生活における皆さんの生活を規則正しく円滑にすることを、日常生活のルールについては皆さんの安全を、禁止事項については互いの生活をより良いものにするを、それぞれの目的としています。

また、近い将来、皆さんが社会人として世の中に出られたとき、学生宿舎での規則正しい生活や他人のことを思いやる姿勢が、必ずや有益なものになるとと思います。

どうか主旨をご理解いただき、以下の項目に則った責任ある行動を通じ、充実した学生生活を送ってください。

※宿舎利用規則は予告なく変更する場合があります。変更時は宿舎所定の「掲示板」でお知らせします。

## 2: 施設・設備等の利用について

### <管理室の受付>

AM 7:00—AM9:00 PM5:00-PM8:00

\* 緊急の場合を除き各種届け出や連絡等は、この時間内に済ませてください。

### <管理業務定休日>

日曜日・祝日・夏期5日間・年末年始5日間・年度末7日間

\* 各種届出・連絡等は前日のPM8:00迄に済ませてください。

\* 定休日も緊急時には対応いたします。

### <通信設備の利用方法>

各居室にはインターホンが設置してあります。

各居室にて Wi-Fi が利用できます。

## 3: 日常生活のルール

### <居室の錠>

- 短時間である場合も含め、居室を不在にする際は防犯上必ずカギを掛けてください。
- 現金や貴重品は各自の責任で管理・保管してください。
- 万が一紛失・置き忘れた場合は、至急宿舎長（管理人）に連絡し指示を仰いで下さい。
- 鍵を紛失した場合、交換作業代も含めて費用 が別途発生します。

### <フロアー及び居室への立ち入り>

- 男性の女性専用フロアーへの立ち入りは禁止します。
  - 女性の男性専用フロアーへの立ち入りは禁止します。
- \*但し、RAは異性のフロアーへ立ち入ることがあります。

### <来客者>

- 来客者を宿舎に招く場合は、入退時ともに来客者名簿に所定事項を記入して下さい。また、来客者はPM10:00～AM7:00の滞在は出来ません。

### <ごみの処理>

- ゴミはルールを守り、きちんと分別し、所定の場所に出してください。
- ※ 粗大ゴミについては管理室に申し出てください。有料となる場合があります。

### <共有スペースへの私物放置物>

- エントランス、エレベーターホール、廊下等の共用スペースには私物は放置しないで下さい。

### <メールボックス>

- メールボックスに郵便物が溢れないように、こまめにメールボックスをチェックしましょう。

### <宅配便・書留>

- 宅配便や郵便書留は、各自で配達の手配をしてください。管理人が郵便物や荷物を預かることはできません。

### <防犯・防火訓練等>

- 防犯・防火訓練等を実施する場合は積極的に参加してください。

### <保全・点検>

- 防火・衛生・施設の保全または管理上必要な場合には、宿舎長 及び関係者が居室に立ち入る場合があります。

#### <臨時の連絡>

- 臨時の連絡事項等は所定の「掲示板」にてお知らせしますので必ず確認してください。

#### <緊急事態>

- 万一火災や盗難等の事故があった場合には、至急宿舎長に連絡してください。
- 本人または他の入居者が病気等になった場合にも、速やかに宿舎長に連絡してください。

#### <防犯カメラ>

- 本宿舎では、1階エントランス、エレベーターホール等に防犯カメラが設定されています。宿舎生の安全を守るため、以下の管理を実施しておりますので、ご承知下さい。
  - (1) 不審者のチェック  
外部からの不審者等を定期的にチェックしております。
  - (2) トラブル発生時のチェック  
宿舎内でトラブルが発生した場合等、防犯カメラの映像をチェックする場合があります。

#### <掲示板>

- エントランスや各フロアの掲示板には、大学・運営会社・宿舎長からの重要な連絡が掲示されています。毎日チェックして下さい。宿舎内で入居者が個人的なポスターを掲示する場合は、必ず事前に宿舎長に申し出て許可を得てください。

#### <車輛の持ち込み>

- 車輛の持ち込みはできません。
- ※ 自転車については、駐輪場のスペースがある限り可能ですが、事前に宿舎長に申し出て登録してください。

## 4: 禁止事項

#### <他の入居者への迷惑行為>

- テレビ・ラジオ・楽器等の音量や深夜早朝の移動音・話し声は決して他の入居者の迷惑とならないようにしてください。
- 廊下・玄関等の共用部分に所持物を放置しないでください。
- 衛生上の問題からいかなるペットをも飼うことはできません。

#### <電熱機器等の持込み>

- 防火上及び電気容量の問題から、電気（灯油・ガス）ストーブや電気毛布など熱を発するものの持込みはできません。
- 上記以外の機器については事前に相談してください。

- ※ 冷暖房が完備されています。
- ※ 持込みするものは最小限にとどめてください。掃除機は貸出をします。

#### <喫煙>

- 宿舎内は禁煙です。

#### <来客者の時間外滞在・宿泊>

- 来客者は、家族や友人といえども、PM10:00～AM7:00の滞在や宿泊は一切出来ません。入居者は、自分を訪問した来客者が宿舎のルールを守るように責任を持って下さい。来客者を宿泊させた場合、その入居者は退去処分となることがあります。来客者が問題を起こした場合は、入居者も連帯責任となります。

#### <ベランダ>

- ベランダでの携帯電話での通話は、禁止です。近隣住民や他の入居者の迷惑となります。

#### <署名活動>

- 宿舎内では、いかなる署名活動もすることは出来ません。

#### <勧誘・販売>

- 宿舎内では、いかなる勧誘・販売もすることは出来ません。

#### <設備>

- 諸設備の現状を変更することはできません。(フックやクギの取り付けなど)
- ※ 現状を変更した場合は、退居時に修繕費をいただくことがあります。

#### <その他の禁止事項>

- 金銭による賭事は一切禁止します。
- 居室及び宿舎内の設備等について入居者以外の第三者への転貸使用は禁止します。
- ※ 20歳未満の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。

## 5: 退去処分

万一下記のような行為が認められた場合、退去処分となります。

- 「4. 禁止行為」を犯す重大かつ悪質な行為が認められた場合
- 「3. 日常生活のルール」を度々逸脱した場合
- 日本の法律等を犯した場合
- 大学に在籍しなくなった場合

- 家賃を2ヶ月滞納した場合
- その他、大学及び共立メンテナンスが退居させる必要があると判断した場合

## 6: 退去の申出

- 退去する場合は、退去日の1ヶ月前までに「退寮日」をマイページ上から登録して下さい。登録は一度しかできません。退寮日が確定した時点で登録して下さい。不明な場合は、必ず慶應義塾大学 留学生宿舎担当 (keio\_dormitory\_contact@info.keio.ac.jp) までお問合せください。また、土日祝日の退去はできません。平日のみの退去となります。
- 「退寮日」を1ヶ月前までに登録しなかった場合は、退去日に関わらず登録日から1か月分の家賃を払わなければなりません。
- ※ 居室・設備について点検を行い、万一破損・紛失があった場合はその分の実費をいただきます。
- ※ 留学生は、慶應義塾大学から別の指示があった場合、それに従ってください。

MEMO